

授業科目・単位の認定及び成績・実習評定

学院運営会議にて、以下の学則にのっとり、評価及び単位認定を行っている。

第3章 教育課程及び単位の認定等

(教育課程、単位数及び時間数)

第11条 教育課程、単位数及び時間数は別表のとおりとする。

(授業科目履修・単位の認定及び成績・実習評定)

第12条 授業科目履修の認定は、別表に定める各授業科目の時間数に対して出席時間数が3分の2以上を満たした者に行う。

2 授業科目履修の認定を受けた者は、授業科目の成績評定に資する試験又は臨地実習の実習評定を受けることができる。

3 授業科目の成績評定又は臨地実習の実習評定に合格した者については、学院長が単位の認定を行う。

4 授業科目の成績評定は、100点をもって満点とし、優(80点以上)、良(79点～70点)、可(69点～60点)及び不可(60点未満)で表し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

5 臨地実習の実習評定は、5.0をもって満点とし、優(4.3以上)、良(4.2～3.5)、可(3.4～3.0)及び不可(3.0未満)で表し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

6 第3項の規定にかかわらず、学院長は、当該者からの申請に基づき、次の各号に掲げる科目等の学習内容を評価し、別表に掲げる授業科目の教育内容に相当すると認める場合は、単位の認定を行うことができる。

(1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)別表3備考第2号イからヌまでに掲げる学校等において既に履修した科目

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号の規定に該当する者が既に履修した教育内容のうち、別表に掲げる基礎分野の授業科目に相当するもの。ただし、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に掲げるものに限る。

7 前項の規定により認定を行うことができる単位数の合計は、別表に定める単位数の合計の2分の1を超えないものとする。